

公益社団法人 大分県作業療法協会
大分県作業療法学会 演題審査要領

1. 査読者の選任

査読者は、正会員の中から学会運営部が候補者を選出し、執行役員会において選任する。

2. 応募演題への査読者割り当て

- 1) 応募演題の審査は、1演題につき2名以上の査読者によって行う。
- 2) 査読者が演者（筆頭、共同含む）になっている演題と査読者の所属施設から応募された演題は、当該査読者に割り当てないものとする。

3. 審査方法

- 1) 応募演題の審査は、以下の審査基準に沿って行う。

① 倫理手続き	個人情報の保護、対象者・施設等の同意等、倫理的配慮がなされているか。
② 抄録記述の質	文体が整い、他者が内容を理解できるように明確かつ簡潔に要点が記載されているか。
③ 論理性	抄録が「研究法」の基本的手続きによって論理的に記載されているか。
④ 専門的価値	作業療法の実践レベルや質をより高めることに役立つ内容か。
⑤ 将来性	作業療法の発展につながる視点や斬新さ・独創性があるか。

- 2) 査読者は、割り当てられた応募演題について、審査基準の項目ごとに4件法で採点する。

4. 査読者コメント

- 1) 査読者は、演題審査に際して、教育的な視点から発表の内容や今後の研究等の向上に役立つコメントを記入するものとする。
- 2) 記入されたコメントは、演題の採否にかかわらず匿名のまま演題応募者に通知される。なお、コメントの内容は学会運営部において適宜修正することがある。

5. 採否判定

- 1) 応募演題の採否判定は、査読者による審査結果に基づき学会運営部で行う。
- 2) 審査基準5項目のうち、査読者の採点の平均点が2点に満たない項目が3つ以上ある場合、原則としてその演題は不採択となる。
- 3) 最終的な演題採否の決定は、学会長が行う。